

令和5年度財部中学校 部活動規則

設置部活動

体育系	野球, バレーボール (女子), 卓球, ソフトテニス (女子) バスケットボール (女子), 柔道
文化系	吹奏楽

部活動に準ずる活動

陸上, 駅伝	体力テスト等を参考に学校側で選考し保護者に了解を得て大会に出場
--------	---------------------------------

その他の活動

校外で活動し, 大会 (中体連主催) に出場したい生徒は校長の許可を得る。

- 1 財部中学校部活動規則に従って活動に励むこと。
- 2 活動計画は顧問 (先生) と主将で話し合って計画すること。
- 3 顧問の指導外 (遠征移動など) における責任は, 保護者にある。
- 4 部活動をする生徒に教育的に不祥事が生じた場合やスポーツマン精神に反する行為があった場合は, 部の連帯責任とし, 練習中止等を行う。(詳細については, 顧問会で決定する。)
- 5 部活動と学習を両立させること。
- 6 練習が終わったら, 手際よく片付けをして買い食い, 寄り道等しないで速やかに帰宅すること。
- 7 対外試合への参加は学校代表として自覚し, 保護者の承諾と校長の許可を得なければならない。
- 8 学校休日に部活動で学校に来るときの服装は, 制服, 体育ジャージ, ユニフォームとし, 他の服装は許可しない。
※ 新入生は入部届けを提出したら自転車通学を許可し, 3年生は中体連の大会が終了し次第, 通学距離が2.0 km以上ない生徒は徒歩通学となる。
- 9 練習時間, 下校時間については, 顧問 (先生) の指示をしっかりと守る。
- 10 顧問 (指導者) のつかない練習は認めない。
- 11 活動日及び時間は次のように定める

(1)

時期	部活動終了時間	下校時間
4月～10月新人大会	～18時00分	18時15分
10月新人大会後～10月31日	～17時45分	18時00分
11月	～17時15分	17時30分
12月	～17時00分	17時15分
1月	～17時15分	17時30分
2月	～17時30分	17時45分
3月	～18時00分	18時15分

→ 大会3週間前から顧問, 生徒, 保護者で連携を図った上で, 「延長願」を提出した生徒のみ最大30分間は練習時間を延長できる。

※中体連大会やそのシード権に関わる県大会, または県コンクール及び定期演奏会のみ。

※11月～3月に延長する場合は, 下校時に保護者が送迎すること。

- (2) 長期休業中 (春, 夏, 冬) の練習計画については別に定める。
 - (3) 期末テスト1週間前, 中間テスト6日前から部活動は中止とする。
 - (4) 朝練習は顧問が要請し, 顧問がつくときのみ認める。朝の活動に遅れないようにする。
 - (5) 昼練習は顧問が要請し, 顧問がつくときのみ認める。ただし, 清掃等に遅れないようにする。
 - (6) 1週間の中で平日1回, 土日どちらか1回は休みとすること。
- 12 途中退部する場合は, 退部届けを出してから退部する。
 - 13 テスト期間中 (テスト前部活中止中も含む) に参加できる大会は県大会レベルの大会, または, 同等の大会の予選大会に限る。